

すべての子ども・若者が笑顔で未来を切り拓くことができるまち

# おいらせ町子ども計画

-概要版-



-令和7年3月 青森県おいらせ町-

## 🍀 計画策定の背景及び趣旨

家族構成や雇用環境の変化、社会保障制度改革が進む中で、子育ての環境は大きく変化しています。こうした変化に対応するため、全国的に「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、さらには2022年には「子ども基本法」が制定されるなど、児童虐待や未成年者の自殺の増加、子どもの貧困といった社会問題への対応として、子どもの権利を守ることへの社会的要請が高まっています。

当町においては、これまで「子どもと家族応援プラン～子ども・子育て支援事業計画～」に基づき、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進に取り組み安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めてきたものの、社会経済情勢の変化により、子育て世代の負担や孤立感が高まっています。

このため、今後は「子ども基本法」の理念を踏まえ、すべての子ども・若者が健やかに育ち、家庭が安心して子育てできる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、「おいらせ町子ども計画（以下、「本計画」という）」を策定します。本計画では、これまでの施策を引き継ぎ、さらなる発展を図ることで、地域社会全体で子ども・若者の育成を支えるための指針として位置付けするものです。

## 🍀 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本計画期間内においては、法律、大綱及び社会情勢等により、必要に応じて見直します。

また、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

# こども子育てを取り巻く環境

## (1)人口の推移と将来推計

わが国においては、少子高齢化の進行により、2070年には8,700万人に減少すると推計されています。総人口が約3割減少し、65歳以上の高齢者の割合が総人口の約4割に達する見込みです。

当町においても総人口は緩やかな減少傾向をたどり、2040年には65歳以上の割合が30%を超え、15～64歳の生産年齢人口や14歳以下のこどもの数の減少が見込まれています。

図 年齢3段階層人口の推移・将来推計



資料：第2次おいらせ町総合計画前期基本計画

## (2)こどもの人口推計

こどもの人口（就学前児童及び小学校児童）は、令和元年以降横ばい傾向で推移しています。0～5歳児は平成25年から平成26年にかけて大きく減少した後、増減を繰り返し、近年は減少傾向です。

図 こどもの人口の推移



資料：実績値は住民基本台帳（各年3月31日、外国人を除く）。推計値はコーホート変化率法による

### (3)世帯数、子育て世帯等の推移

平成12年から令和2年の世帯数の推移をみると、全体で大きく増加しています。また、18歳未満の子どもがいる世帯は減少し続けていますが、6歳未満の子どもがいる世帯は令和2年から増加に転じています。

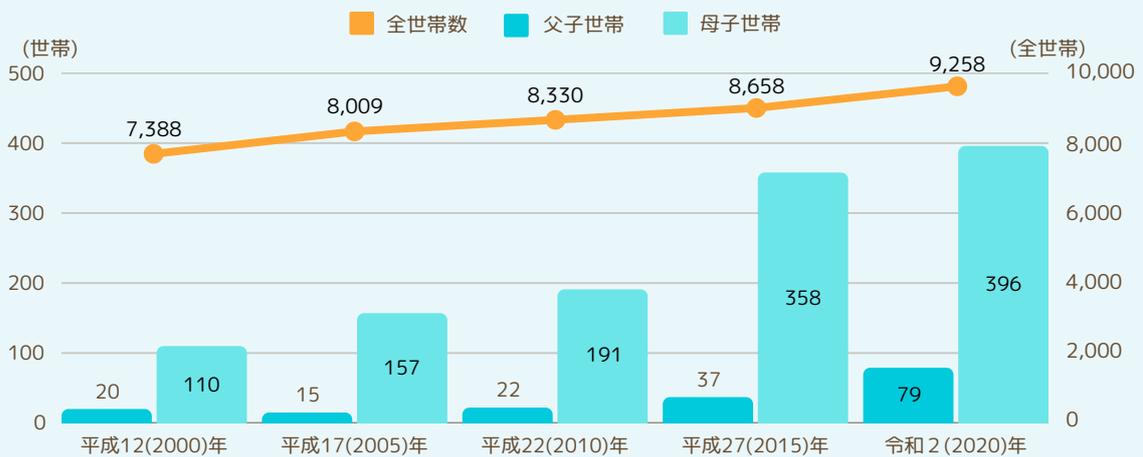
図 子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移



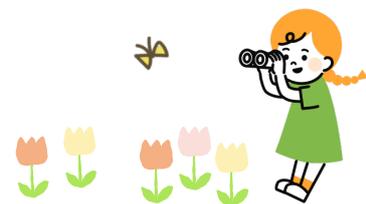
資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、父子世帯、母子世帯ともに増加しています。

図 ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査



# 🍀 こども・若者を取り巻く課題

## 課題1

### ライフステージに応じた相談支援

乳幼児期の発育から不登校、仕事等、各ライフステージの悩みに対して、切れ目なく、相談しやすい体制を構築することが重要です。

当町においては、令和5年度に子ども家庭総合支援拠点開設に伴い、虐待をはじめとするこども家庭相談が強化されました。令和7年4月のこども家庭センター開設に向けて、さらなる相談体制強化と地域資源の開発が課題となっています。

## 課題2

### 経済的支援

ニーズ調査では、「ひとり親家庭」が11.5%となっており、可処分所得の平均は、ふたり親家庭の471万円に対して237万円と約半分となっているほか、暮らしの状況について「苦しい」が38.5%となっています。こどもの理想の教育段階と現実的な教育段階に違いがある理由としては、「経済的な余裕がないから」が42.6%で最も多く、こどもにとって必要だと思う支援では、「生活や就学のための給付金や貸し付け等の経済的援助」が54.2%となっており、経済的支援のさらなる充実が望まれています。

## 課題3

### 産前・産後ケア等の充実

ニーズ調査では、結婚、出産、産後時に大切だと思うことで、「出産後の母子の心身のケアや育児指導等を行う産後ケア的事業」が47.9%、「周りからの支援が見込めない家庭を訪問し、保護者に代わって家事や育児をお手伝いしてくれる事業」が44.9%となっており、産前・産後の女性やその家族に寄り添ったサポートが求められています。

## 課題4

### 女性の就業希望に伴うこどもの預け先の確保

ニーズ調査では、「パートやアルバイトからフルタイムへの転換希望」が40.1%となっています。また、現在は就労をしていない母親で、今後の就労を希望する人も一定数いることから、就業時のこどもの預け先や、病児保育の充実が求められています。さらに、親が就労しているかいないかに関わらず、私用や通院等での預かりの利用を望む声もあります。

## 課題5

### 働きやすい職場環境づくり

ニーズ調査では、働いている父親の育児休業未取得状況は84.2%となっており、未取得理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が35.5%、「仕事が忙しかった」が30.9%となっています。また、こども・若者への支援について当町に取り組んで欲しいことは「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が39.4%となっていることから、働くすべての人が職場から理解され、ワーク・ライフ・バランスが実践できる職場づくりが必要です。

## 課題6

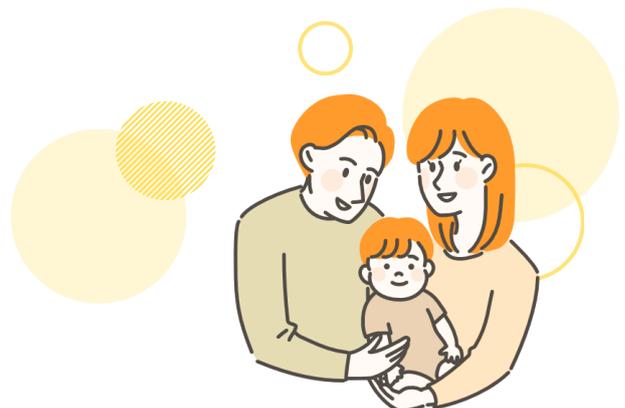
### こどもの居場所の充実

ニーズ調査では、こどもの「居場所づくりの利用状況」が48.7%、「学習支援」で56.7%が利用してみたいと回答しています。不登校の児童生徒も増加していることから、こどもが多様な人と交流したり、様々な体験や学習支援等が受けられる居場所の充実が望まれています。

## 課題7

### 若者が集える場

調査では、町に取り組んで欲しいこども・若者支援で「こども・若者がほっとできる居場所を充実する」が38.5%となっています。若者が職場と家庭以外で、リラックスしながら悩み等を共有し、ゆるくつながれるサードプレイス（第三の居場所）が求められています。



# 計画の基本的な考え方

## ● 基本理念

すべての子ども・若者が  
笑顔で未来を切り拓くことができるまち  
おいらせ町



## ● 基本方針

### 基本方針① 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、乳幼児期の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるため、乳幼児健診等を推進します。

### 基本方針② 創造力を発揮し、未来を切り拓く子ども・若者の育成

子どもの夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感し、個を生かし、生きる力を育む学校教育と学びの場を提供し、個々の興味や才能を伸ばす環境づくりを推進します。文化、芸術、スポーツ等の分野での多様な体験を通じて子どもたちは自己表現を深め、新しい視点を持ちながら社会に貢献できる環境を整備します。

### 基本方針③ 地域全体で子ども・若者を支える共生の環境づくり

地域社会が一体となって、子ども・若者が安心して成長できる環境を整え、多様な人々との関わりを通じて、互いに尊重し合い、助け合う心を育てます。地域の大人たちが様々な形で支援することで、子どもたちは社会の一員としての責任感を身につけ、また、地域資源やコミュニティの力を活かして子育て家庭を支える活動を広げ、世代を超えた交流を通じて、持続可能な共生社会を目指します。

### 基本方針④ 困難を抱える子ども・若者とその家族へのきめ細かなサポート

社会的な支援が必要な方を支えるため、保育士、教員、医療関係者等の専門職や地域のボランティアの人材育成に力を入れ、質の高い支援を提供できるよう研修及びネットワークづくりを推進します。また、行政と関係機関が連携し、相談支援や児童虐待の予防活動の強化を図り、早期支援が行き届く体制を整えます。

# 施策の展開と取組内容

基本方針	基本施策	取組内容
①安心して子どもを産み育てられる環境の整備	1.安心して子どもを産み育てられる支援の充実	(1)気軽に相談できる場の提供
	2.妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない一体的な支援	(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2)学童期・思春期に向けた保健対策の充実 (3)小児医療の推進
②創造力を発揮し未来を切り拓く子ども・若者の育成	3.子ども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備	(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (2)学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 (3)子ども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごせる環境整備 (4)安全・安心のまちづくりの推進
③地域全体で子ども・若者を支える共生の環境づくり	4.子ども・若者への支援の推進	(1)子ども・若者が、働くことや家庭を持つための取り組み (2)地域における人材育成 (3)子ども・若者の意見表明の機会の確保
④困難を抱える子ども・若者とその家族へのきめ細かなサポート	5.社会的な支援が必要な子ども・若者への取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)障がい児や医療的ケア児、若者とその家族に寄り添った支援の充実

# 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策

## ●認定こども園や保育所、幼稚園の利用見込み

(単位：人)

必要利用者数	町内に居住するこどもの教育・保育事業ニーズ量の見込み				
	教育	保育			
	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)
令和7年度	184	464	113	142	155
令和8年度	178	449	115	141	154
令和9年度	179	450	114	140	153
令和10年度	178	447	114	139	152
令和11年度	177	444	113	139	151

## ●地域子ども・子育て支援事業の利用見込み

(年度)

事業名称	単位	実績	見込	推計				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	1
②地域子育て支援拠点事業	延数	254	254	254	251	249	248	246
③一時預かり事業	延数	247	247	247	247	247	247	247
④延長保育事業	人	186	186	186	186	186	186	186
⑤病後児保育事業	延数	60	60	60	60	60	60	60
⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業	延数	204	204	204	204	204	204	204
⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	人	-	-	-	11	11	11	11
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	延数	10	10	12	12	12	14	14
⑨放課後児童健全育成事業	人	719	712	754	754	754	754	754
⑩妊婦健康診査	人	281	275	270	265	260	255	250
⑪産後ケア事業	延数	58	55	60	65	70	75	80
⑫乳児家庭全戸訪問事業	人	174	180	178	176	174	172	170
⑬養育支援訪問事業	人	49	50	50	50	50	50	50
⑭子育て世帯訪問支援事業	延数	-	-	20	25	30	35	40
⑮親子関係形成支援事業	人	-	-	6	6	12	12	12
⑯子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	延数	-	5	5	5	10	10	10
⑰妊婦等包括相談支援事業	延数	-	-	561	558	552	552	546
⑱児童育成支援拠点事業	人	-	-	10	10	10	10	10
⑲子どもを守るための 地域ネットワーク機能強化事業	件	78	80	80	80	80	80	80
⑳多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	件	-	-	-	-	-	-	-

## ●地域子ども・子育て支援事業概要

事業名称	事業内容
①利用者支援事業	こどもやその保護者が身近な場所で、教育・保育・保健、その他の支援の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関と連絡調整等を実施します。
②地域子育て支援拠点事業	町内3か所の認定こども園に委託して地域子育て支援センターを開設し乳幼児やその保護者が相互交流の場を提供し、情報提供や相談・助言等を行います。
③一時預かり事業	保育所等を利用していない家庭で一時的に保育を受けることが困難となったこどもを保育所等に一時的に預ける事業で、町内2か所（あゆみ保育園、本村こども園）に委託し実施しています。
④延長保育事業	保育認定児童が、通常の保育時間外にこどもを預かる保育サービスについて、町内全ての認定こども園で実施しています。
⑤病後児保育事業	こどもが病気の時、専用スペースで一時的に看護師等が保育を行い、町内1か所（おおぞら保育園）に委託し、実施しています。
⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所等の施設利用に際し、通園送迎費、食材料費等を保育施設が実費徴収しているもののうち、食材料費の副食費（おかず・おやつ等に係る費用）を、対象の方に免除しています。
⑦乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを、保育する事業です。利用可能枠内で、就労要件を問わず時間単位で利用できる制度を令和8年度からの本格実施に向けて整備していきます。
⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の保護者を会員として、こどもの預かり等の「援助を受ける人」と「援助を行う人」との相互援助活動の連絡・調整を行う事業です。支援者不足解消のため、養成講習会テキスト代を補助します。
⑨放課後児童健全育成事業	両親が共働き等のため保護者が昼間家庭にいないこどもを対象に、児童館等で、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。当町では町内全小学校区に放課後児童クラブを無料で設置し、希望により、朝と夕方に各30分までを有料で延長利用できます。
⑩妊婦健康診査	妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握や保健指導を実施し、妊娠期間中に、必要に応じた医学的検査を実施しています。
⑪産後ケア事業	生後1歳未満の乳児とその母親を対象とし、体調不良、母乳の悩み、子育てに関する不安等で利用が必要と認められる場合、利用できます。
⑫乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援情報の提供や不安や悩み等の養育環境を把握します。
⑬養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業で、全家庭訪問により、支援が必要な家庭の把握に努めます。
⑭子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等の不安や負担を抱える妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事支援等の必要な支援を行い、養育環境を整え、虐待リスク予防につなげ、関係機関等と連携・協力しながら適切な支援に努めます。
⑮親子関係形成支援事業	親子の関わり方や子育てに不安や悩みを抱えている親に対して、講義やグループワーク等のペアレント・トレーニングを実施し、健全な親子関係の形成支援を行います。
⑯子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	保護者の疾病等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となったこどもを、児童養護施設で養育保護します。

事業名称	事業内容
⑰妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等と面談し、心身の状況や環境等の把握を行い、情報提供や相談等、必要な支援につなげます。
⑱児童育成支援拠点事業	<p>養育環境等に課題を抱えるこども等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、こどもの最善の利益を保障する事業です。</p> <p>現時点で本事業の実施はありませんが、個々に応じて世帯訪問支援事業等により支援し、今後の事業実施については必要に応じ検討を進めます。</p>
⑲子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の職員等の専門性強化や訪問事業の連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するため、要保護児童への適切な保護や情報交換、協議を行い、個々に応じて支援していきます。
⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	民間事業者の特定教育・保育施設等への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行います。



## 🍀 おいらせ町こども計画 概要版

発行年月：令和7年3月

発行：おいらせ町 保健こども課

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2

電話：0178-56-4259（直通） FAX：0178-56-4364（代表）

URL：http://www.town.oirase.aomori.jp/

※令和7年4月1日以降は「保健こども課」から「子育て支援課」が本計画の推進担当となります。